

鳥取県告示第554号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成24年9月25日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年7月31日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

- 1 申請のあった年月日
平成24年7月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人とっとり未来
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
坂口 愛子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市吉方温泉一丁目620-3
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障害者に対して、就労を支援し自主自立の実現に寄与する事業を行い、もって障害者の社会参加及び福祉の向上に資することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
 - (1) 役員の職務
 - (2) 総会の議決
 - (3) 総会の議事録
 - (4) 定款の変更